

令和元年度

第4回 佐々町農業委員会総会議事録

令和元年7月29日（月）

佐々町農業委員会

令和元年7月 第4回 佐々町農業委員会総会議事録

- 1. 招集年月日 令和元年7月29日(月)午後1時30分
- 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
- 3. 開 会 令和元年7月29日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	池田 邦義 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	濱野 努 君	12	吉永 勝彦 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (2件)

報告第 2号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第13号議案 非農地通知申出書について (木場)

第14号議案 非農地通知申出書について (鴨川)

第15号議案 青年等就農計画認定 (変更) に係る意見聴取について

(5) 協議事項

令和元年度農地パトロール (利用状況調査) の実施について

(6) その他

①視察研修について

②県北地区農業委員会委員研修について (8/27)

④8月定例会の日程について

⑤その他

事務局長（金子 剛君） それでは定刻となりましたので、只今から令和元年度 第4回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。あらためてご挨拶申し上げます。今日は第4回の総会ということでご案内しましたところお忙しい中にご出席くださいましてありがとうございます。今年の梅雨明けは24日でしたけどスッキリしない天気が続いているようでして今日も思いもよらない雨が降りました。関東甲信越は今日が梅雨明けということでしたが何れにしてもいよいよ夏本番ということがあります。今日の天気予報を見ますと明日からは猛暑日が続くと予報が出ていたようです。今後皆さま方もますますお忙しい中、猛暑の中で外仕事で大変だと思いますけど気を付けて仕事についていただきたいなと思っていますところです。今日の案件は見ましたとおりであります。いろいろと大事な案件でありますので皆さま方の慎重審議をお願いしたいと思いますが、また8月に入れば後からお話がごさいますように例年どおり農地パトロールが始まりますので、8月には皆さま方にご苦勞をおかけしますけれども、そういったことで暑い中に皆さま方にご尽力いただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。今日はどうぞスムーズに案件が済みますように皆さま方のご協力をいただきますようお願いしながら簡単ですけど挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局長（金子 剛君） 事務局長。はい、ありがとうございました。本日の出席委員につきましては農業委員12名でございます。池田委員の方から欠席届が出ているんですけど、今ちょっと入院をされてるということで今回欠席届がでております。最適化推進委員の方につきましては5名全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を藤永会長をお願いいたします。

議長（藤永 九市君） それでは議長を務めさせていただきますのでよろしくようお願いいたします。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。（ 「異議無し」 の声あり ） はい、ありがとうございます。それでは日程どおり進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、3番 濱野 努委員、12番 吉永 勝彦委員を指名しますので、よろし

くお願いします。以上で、日程（２）を終わります。それでは日程（３）報告事項に入ります。報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書２件について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。それでは資料の１ページをお開き下さい。朗読説明いたします。報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書。通知者 賃貸人 住所〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人 住所〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第１８条第６項の規定により通知します、ということでございます。土地の所在につきましては迎木場免の字鍋ヶ倉 1 4 6 0 - 1 地目台帳現況ともに畑、4 1 9 ㎡。同じく迎木場免字鍋ヶ倉 1 4 6 0 - 2 地目台帳現況ともに畑、2 4 7 ㎡。同じく迎木場免字鍋ヶ倉 1 4 6 2 - 1 地目台帳現況ともに畑、3 8 7 ㎡。同じく迎木場免字鍋ヶ倉 1 4 6 2 - 2 地目台帳現況ともに畑、1 9 1 ㎡。合計４筆でございます。それから賃貸借の解約の申入れをした日 令和元年６月２６日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和元年６月２６日。土地の引渡し期間が令和元年７月２６日でございます。ここにつきましてはまず場所でございますが４ページをお願いいたします。４ページのこの黄色枠で囲ってあるところでございます。ちょうど真ん中のところに白い建物があると思えますけどここが〇〇〇〇さんの牛舎で、ここの上にも昔牛舎があらましてそこで放牧をしたいということでこの〇〇〇〇さんとの賃貸借が結ばれていたんですがここは現在使っていないということで今回解約の申出がっております。以上でございます。続きまして５ページをお願いいたします。朗読説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知書。通知者 賃貸人 住所〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第１８条第６項の規定により通知します、ということでございます。土地の所在でございます。佐々町大茂免字庵ノ谷 3 2 0 - 1 地目台帳現況ともに田、8 2 0 ㎡。もう１筆でございますが佐々町大茂免字平原 4 0 4 - 1 地目台帳現況ともに田 2 5 1 6 ㎡のうち 1 9 0 0 ㎡でございます。賃貸借の解約の申入れをした日 令和元年７月１０日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和元年７月１０日、土地の引渡し期間 令和元年７月１０日でございます。理由といたしましては下に書いてありますとおり猪それから排水対策、農機具の大型化の分がちょっと入りにくいということで今回合意解約が提出されております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。報告第１号の説明が終わりました。これより皆さま方からご質問ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

すが、何かございませんでしょうか。ありませんか。ないようでございますので第1号につきましては終わらせていただきたいと思います。追加されました報告第2号 一時転用についてを議題といたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。先程別紙で一時転用届ということで、別紙をご覧ください。朗読説明いたします。一時転用届出書。借人 佐々町役場水道課 水道課長 橋川 貴月。貸人 ○○○○、○○○○。ここは昔○○○○さんの放牧地でございますが今は使用されていません。施工業者につきましては○○○○、有限会社○○○○。下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾を願います、ということでございます。目的につきましては令和元年度佐々町水道事業 新平野配水管新設工事を施工するにあたり、資材置き場として使用するため、ということで今回一時転用届が出ております。施工場所につきましては長崎県北松浦郡佐々町平野免字佛石681-1でございます。地目 田、面積が6650㎡、そのうち一時転用の面積が660㎡でございます。工事期間につきましては許可日から令和2年1月23日までの申請があっております。次のページ1ページに確約書を添付いたしております。場所につきましてはそのこの里の○○○○さんから千本にずっと上って行きまして皆さんご存知かと思いますが○○○○さんの元放牧地です。ちょっと3ページを見ていただければと思いますけど、この青い枠のうちこの赤線の660㎡、ここがちょうど千本団地の上あたりです。ここに資材置き場として届け出をされております。配管の工事の箇所につきましては4ページをお願いしたいと思います。ここも同じく○○○○さんから千本の方に上りまして、昔○○○○ってあったと思うんですがそのこの左手からにずっと上に上りあがる場所までが今回の配管工事の予定がされております。そのこの資材置き場として今回の申請地をお願いしたいということで申請があがっております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、報告第2号の説明が終わりました。これより皆さん方からのご質問、ご意見等をお受けしたいと思いますと思いますが、何かございませんでしょうか。この件につきましては届出の日付が25日ですが本来なら来月にしか間に合わないのが本来の姿なんですけど遅れたのは認められないのですが。

事務局長（金子 剛君）事務局長。7月の25日付で提出されていますが理由といたしましては7月19日でしたか水道課の方の入札が19日にあっておりますので業者の方が決定しているわけです。なのでその後はこちらにご相談がございましてこの申請地にしたいんですがってということで。工事期間もちょっと迫ってるということで、そういう理由から今回7月25日に提出されたということでござ

います。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。申し上げましたようにだいたい14日頃までが締切と決まっていますから守ってもらわないとこういうふうに変則的に出れば、皆さま方にあらかじめ議事録と言いますかこの書類を送って皆さま方に目をとおしてもらっておくというのが本来の姿なんですけど急に今日出て審議しなさいということじゃ本来の姿じゃないものですから、この件につきましては事務局としても今後そのようなことがないように常に注意していただきたいと思っております。たまたま公共事業である以上、個人では許されないことでありますので、皆さんも頭においていただきたいと思います。この件に関しましてはよろしいでしょうか。皆さん何かご質問がございましたらどうぞ。はいどうぞ、17番。

17番（湯村 速雄君）（聞き取り不能）

議長（藤永 九市君）他にありませんか。無いようでございますので報告事項につきましては終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

事務局長（金子 剛君）ありがとうございます。

議長（藤永 九市君）それでは引き続き審議事項にはいります。審議事項第10号議案農地法第3条の規定による許可申請書について、及び11号議案同じく第3条の規定による許可申請書について、これは関連をいたしておりますので一括して上程したいと思っておりますが異議ございませんか。（ 「異議無し」の声あり ）はい、ありがとうございます。それでは一括して事務局の方から説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の10ページをお開き下さい。朗読説明をいたします。議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交換の許可申請承認について。土地の所在 北松浦郡佐々町口石免字舟人舟140-2地目現況共に 田、面積435㎡、譲受人 ○○○○、○○○○。農業兼解体業。譲渡人 ○○○○、○○○○、農業。申請の理由といたしましては交換による所有権移転をしたいということで今回申請があがっております。経営面積が譲受人田11587㎡、畑2390㎡合計13977㎡でございます。譲渡人 田18429㎡、畑11407㎡合計29836㎡でございます。譲受人の稼働人員は1名でございます。それから14ページをお願いいたします。この許可申請についての内容でございますけど14ページをご覧ください。作付の作物別の作付面積でございますけど、まず田の水稻で10005㎡、畑の2390㎡でございます。農機具等でございますがトラクターが1台、田植機も1台、草刈機2台という

こととございます。それから下の(3)の農作業に従事する者として、権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況でございますが、農作業歴につきましては25年、それから農業技術修学歴といたしましても25年ということとございます。世帯員はお一人でございます。それから15ページでございます。4番の権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況でございますけど、(1)の農作業に従事している者は〇〇〇〇さんです。年齢が55歳。主たる農業としては農業兼解体業ということとございます。年間の農業の従事日数につきましては4月から10月に農業をするということとございます。場所につきましてはここも先ほど言いました、〇〇〇〇さんからずっと上にあがりまして木場の方に上りあがったところの、元〇〇〇〇さんこの方のお父さんになるんですが〇〇〇〇さんの自宅の上、そこが今回の申請地となっております。続きまして16ページをお願いいたします。朗読説明します。議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交換の許可申請承認について。土地の所在、2筆でございます。北松浦郡佐々町平野免字弓田804-1、地目現況共に 田、面積が961㎡。もう1筆でございますが北松浦郡佐々町平野免字弓田804-2、地目現況共に 田、面積1010㎡。譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。農業。譲渡人、ここは登記上二分の一共有名義となっております。申請の理由といたしましては交換による所有権移転をしたいということで今回申請があがっております。それから譲受人の経営面積でございますが、田の18429㎡、畑の11407㎡合計の29836㎡、それから譲渡人、こちらは〇〇〇〇さんの方ですが、田の11587㎡、畑の2390㎡、次、〇〇〇〇さんの分です。田の18429㎡、畑の11407㎡、合計の43813㎡でございます。譲受人の稼働人員としては3名でございます。それから21ページをお願いいたします。作付面積でございますが、〇〇〇〇さんにおかれましては牛を飼われているということで、田の飼料の56917.5㎡、畑の方にも同じく飼料で21189㎡、農機具それから家畜等でございますがトラクターが4台、田植機が1台、コンバインが1台、ロールベアラが1台、繁殖牛として45頭を飼われているという状況でございます。(3)農作業に従事する者でございますが農作業歴につきましては32年、農業技術修学歴につきましては22年でございます。世帯員として奥様とお母様が農業従事をされているという状況でございます。それから22ページをお願いいたします。4番の(1)でございますが農作業へ従事している者の氏名でございますが〇〇〇〇さん。年齢が43歳。主たる職業として農業。農作業の従事の状況でございますが年

間をとおして農業をされているという状況でございます。場所につきましては、これに図面載せておりませんが、〇〇〇〇様の牛舎がありますけどその上が今回の申請地となっております。そこを交換されたいということで今回申請があがっております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、只今の事務局からの説明が終わりました。地元委員からの説明をお願いしたいと思います。

6番（井手 俊博君）6番。只今事務局より説明があったとおりでございます。7月12日午前10時より、事務局長、和田委員と私の3名で現地確認を行っております。口石免字舟人舟140-2については現況は自己保全管理の状態であり年に1、2度草をはらってあるのかなというような状況でした。平野免字弓田804-1と804-2につきましては〇〇〇〇さんが牧草を作付されている状況です。所有権移転後につきましてもこれまでと同様に作業を行うとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。地元委員からの説明をいただきました。これより質疑を行いたいと思います。この件につきまして10号11号合わせまして皆さまからのご意見ご質問がございましたらお受けいたしますのでよろしく申し上げます。この件につきましては交換による所有権移転ということですので何かございませんか。ないようでございますので質疑を終わらせていただきます。それでは第10号議案、第11号議案は許可相当ということにいたしますのでよろしく申し上げます。ありがとうございます。次に移ります。第12号議案、農地法第5条に規定による許可申請書についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の23ページをお開きください。朗読説明いたします。議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。土地の所在 北松浦郡佐々町八口免字川尻635-1、地目現況ともに田、面積185㎡、譲受人〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。運送業、譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。無職。転用の目的 駐車場、施設の概要といたしまして5台 面積185㎡、農地の区分といたしましては第3種農地、300m圏内に吉井駅がございまして第3種農地と判断いたしております。申請の理由といたしましてはこの駐車場にいたしまして来客用と運搬車両の一時保管場所の確保のため今回駐車場に転用したいということで申請があがっております。場所につきましては26ページをお願いしたいと思います。ちょうど神田線をまっすぐ行きますと吉井との境のところに〇〇〇〇がございましてそ

れを吉井方面に100mくらいはしたところでございます。写真を29ページに現況写真を付けておりますけれども、今ここの横の農地は〇〇〇〇さんの所有地、その横が元々〇〇〇〇さんの所有地だったんですが亡くなられておりました〇〇〇〇さんというのはお姉さん、実のお姉さんになられます。その方が相続をされてここは今所有地となっております。30ページの方が分かるかと思えます。それから32ページをお願いします。被害防除計画書でございますけれども、まず(1)の造成計画の内容でございますが盛土を行うということです。最高高いところで50cm、それから(2)の造成計画にともないます被害防除でございますが、土留め工事をするということでは隣りの農地とは土留めをするということではございません。隣りの農地とは日照、通風、耕作等に著しく影響を及ぼす恐れを生じないための措置としては建築物の設置等がないため被害の恐れはないということで申請があがっております。排水計画は建物を建てませんので関係はございませんけれども雨水については33ページを、利用計画を添付いたしておりますけれども、この黄色の枠が申請地になっておまして下の方に水路と書いてありますがここに雨水については放流を行うということ、それから下水道は関係ございませんがここは下水道区域でございますので下の道路と書いてありますがここに下水管が接続されているという状況でございます。以上でございます。

議長(藤永 九市君) はい、事務局からの説明が終わりました。これから地元委員からの説明をお願いします。

11番(寶持 雅祥君) 11番。只今事務局からの説明があったとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。これより質疑をおこないます。皆さま方からのご質問ご意見ございましたらお受けいたします。どなたかございませんでしょうか。質問ありませんか。ないようでございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第12号議案について転用止む無しと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数により県に進達することといたします。ありがとうございます。続きまして第13号議案の非農地通知申出について、これを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。議案の35ページをお開き下さい。朗読説明します。議案第13号 非農地通知申出書による判断について。非農地判断の申出があった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおりでございます。令和元年7月29日 佐々町農業委員会 会長。次に36ページをお

願ひいたします。非農地通知申出書 申出人〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地は自然
荒廃により農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申出ますとい
うことで、土地の所在でございますが、4筆でございます。佐々町口石免字柳谷94
4番、地目登記簿 田、現況山林でございます、面積305㎡。同じく口石免字柳
谷945-3、地目登記簿 畑、現況山林、65㎡。同じく口石免字柳谷945-
4、地目登記簿 畑、現況山林、62㎡。口石免字柳谷945-1、地目登記簿
田、現況山林、51㎡でございます。4筆でございます。次に37ページをお願い
いたします。ここの現地調査を7月12日金曜日10時から地元委員の井手委員
と和田委員と事務局の私で現地確認をいたしております。調査の意見といたしま
しては、長期にわたり管理されていない様子でございます、現在は竹林のほう
になっておりまして今後農地として再生は不可ということで判断をさせていただ
いております。場所につきましては42ページをお願いいたします。42ページ
のちょうど真ん中に家が建っておりますがここが〇〇〇〇さんのご自宅です。
その道を挟みまして前、ここに5筆青くしておりますけども上の4筆が今回の
非農地の申し出があつてるところでございます。下の942-2の一番大きい
青枠こども申し出があつたんですが、ここは今猪等の補助事業で補助金に該当し
ているということでここは今回見送らせていただいております。43ページをお
願ひいたします。現況については見てのとおりもう山林化しているということで
ございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。事務局からの説明が終わしまし
た。現地立会い等もいただいているようであります。地元委員からの説明をお願
ひします。どちらか。

7番（和田 貞子君）はい7番です。7月12日に井手委員さん事務局長さんと一緒に
現地確認をしたんですけども、見たとおりもう竹林なんですね。それで私たち
も景観的にもよくないので何度か保全管理ぐらいにはなるようにと思って度々竹
を刈ったりしていたんですけど竹の勢いを止められなくて切れば切るほど竹が増
殖していくんです。それでも困ったなと思っていたら地主さんの方から非農地
申請がありましたものですから、畑にしても田んぼにしても狭いので機械も入ら
ない状態なんです。道を作るにしてもそこは地滑り地帯なので下手に土地も扱わ
れなくても今にいたるんです。それで今回地主さんからそのように申し出が出
ておりますので審議のほどよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。地元委員からの説明が終わりま
した。これより質疑をお受けしたいと思ひますがこの件につきまして何かござい

ましたらお受けいたします。ございませんでしょうか。ありませんか。ないよう
でございますのでこの件につきましても質疑を終わらせていただきます。それでは
採決を行います。第13号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願い
します。はい、ありがとうございます。賛成多数であります。非農地として判断
する事といたします。ありがとうございます。次に第14号議案 非農地通
知申出について議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。議案の45ページをお開き下さい。失礼しました。

44ページをお願いします。議案第14号 非農地通知申出書による判断について。
非農地判断の申出があった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農
地については別紙のとおり。令和元年7月29日 佐々町農業委員会会長。45
ページをお願いいたします。非農地通知申出書。申出人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。こ
の〇〇〇〇様につきましてはもうお亡くなりになられておりますので下を書いて
ございます息子さんでございます、住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請の代理人が〇
〇〇〇、行政書士法人〇〇〇〇でございます。下記土地は自然荒廃により非農地
化していることに相違ないことを申し出ますということで、土地の所在が北松浦
郡佐々町鴨川免字小原41番2、地目登記簿 畑、現況 山林、面積が92㎡でご
ざいます。46ページをお願いいたします。現地調査を7月の10日水曜日13
時30分から大瀬推進委員と私事務局金子で行っております。調査の意見でご
ざいますが長期にわたり管理されていない様子であり、山林化が進んでおりま
す。よりまして今後農地として再生不可ということで判断をさせていただいており
ます。場所につきましては48ページをお願いいたします。まず役場から吉井方面
にはしりまして佐々大橋の横に〇〇〇〇というパチンコ屋がございますがそこを
吉井方面にずっとまっすぐ行きまして〇〇〇〇という車屋さんが見えて来ると思
うんですがそのちょっと先になります。上から見た航空写真ではこの青枠のと
ころです。ここが申請地となっております。49ページを見ていただければわか
るとおりここも完全にもう山林化しているという状況で再生が不可能ということ
で今回判断させていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、事務局からの説明が終わりました。地元委員の説明をお願
いします。はい、19番。

19番（大瀬 敏幸君）19番。事務局の方と立会いをしましていったところ、もう畑
という面影は全くなく山林状態です。復活させるには大型重機を入れて、そうい
う段階じゃないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。地元委員からの説明が終わりま

した。これより皆さま方から質疑をお受けしたいと思いますが何かございますでしょうか。

3番（濱野 努君）3番。実際は私の地元なんですけど、帳簿にもちょっと載っていませんでしたので私も農地としての判断が分かりませんでした。地元ですので長いことここは行ったり来たりしているんですが農地があるとはちょっと思いませんでしたので、見てこられたお二方には大変ご苦勞だったかと思いますが私の方からも非農地判断の方よろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。何か他にございませんか。ないようでございます。質疑を終わらせていただきます。それでは採決をいたします。第14号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。賛成多数で非農地として判断する事といたします。それでは次に移ります。第15号議案 青年等就農計画認定（変更）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。議案の50ページをお開き下さい。朗読説明をいたします。議案第15号 青年等就農計画認定（変更）に係る意見聴取についてということで産業経済課の方から申請がございまして、申請者につきましては下の1番 ○○○○さんです。新規就農で今いちごをされている方でございます。今ご主人様だけがこの計画の認定をされているということでございますが、今回奥様の○○○○様の認定もするという事で今回農業委員会の意見を聴取するという事で今回申請があがっております。申請の理由としましては55ページをお開き下さい。まず主な変更点といたしまして、今申しましたとおり妻の○○○○様の追加ということでございます。変更したい理由としましては農業次世代人材投資事業（国庫）でございまして、これを夫婦型にすることで現在交付されている年間150万円から225万円へ交付額が増額するためということでこれが一番の変更の理由でございます。それから次に書いておりますとおり農業次世代人材投資事業は認定新規就農者に対して年間150万を5年間に渡り交付するものと、生活費にも活用してよいと、それから夫婦型と認められるためには青年等就農計画に夫婦それぞれの氏名が記載されており認定書にも夫婦それぞれの氏名が記載されていなければならないと。それで○○○○さんにつきましてもいちごの方にも従事されているということで今回申請があがっております。これにつきまして佐々町農業委員会の意見を聞きたいということで今回申請があがっているところであります。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。事務局からの説明が終わりまし

た。これにつきまして私たち農業委員会の三人のいちご部会関係もおります。この〇〇〇〇君のいちごに関する熱意をもってやられているというのは十分私たちも承知していることでもあります。お話のように意見を徴収するということのなかで、すでに農協、振興局からは異議なしということが回答済みだということでもあります。農業委員会としてはどうですかということで産業経済課からの依頼というかたちになっております。皆さん方からご意見をいただきたいと思いますが何かご質問等ございませんでしょうか。

5番（築城 武美君）5番、築城です。農業委員会に別紙により回答いただきたいというお願いがございますから別紙は掲示すべきではないかと思いますが、どういうふうに別紙がなっているのか。別紙によって回答するのでしょうか。それを農業委員会はよろしいというように決めるのでしょうか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。大変申し訳ございません。産業経済課の方から文書でいただいた訳でございますけど、皆さまのお手元には添付しておりませんが、青年計画認定について回答ということで今回の申請にあたり異議なし、異議ありということで回答いただきたいということで産業経済課からあがっております。それでご意見がこれでよろしいということであれば農業委員会として異議なしということで回答させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）事務局からの説明のとおりであります。皆さま方の手元にはこの資料については付けておりませんのでそういうことでご理解いただきたいと思います。皆さま方におはかりいたします。異議なしということで皆さん承認いただけますでしょうか。おはかりいたします。挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。それでは満場一致で承認いただきましたので異議ないしということで回答させていただきますので、ありがとうございました。よろしく申し上げます。次に移ります。日程5の協議事項に移ります。令和元年度農地パトロール、利用状況の調査について事務局からの説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。この件につきましては農地パトロールということで農地法に基づきまして各自治体の農業委員会が8月頃までに農地パトロールを行ってくださいという義務付けがされております。それを踏まえまして毎年皆さま方をお願いしている状況でございます。今年も9月の半ばぐらいまでに現地の調査を行っていただきたいというふうに思っております。後ろの方に毎年実施しておりますけれども今年度の現地調査表を配布させていただいておりますので、一旦休憩をさせていただいて皆さまの各班でご協議をお願いしたいというふうに思っ

ておりますのでよろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、お話のとおり後ろの方に台帳といいますか航空写真等を置いてあるようでございますので、それぞれブロックごとに確認をしていただきたいと思っておりますので暫時休憩をします。よろしくお願ひいたします。

（休 憩 午後 2時20分）

（会議再開 午後 2時36分）

議長（藤永 九市君）はい、それでは休憩時に引き続き会を再開いたします。休憩中に農地パトロールについて航空写真等を見ていただきながらそれぞれのブロックごとにパトロール等の日程を組んでいただきたいと思っております。そういう事で何かこの件について皆さま方から質問がございましたらお伺いしたいと思っております。

事務局長（金子 剛君）事務局長。今年も農地パトロールということで皆さんに現地をお願いするわけですが今年で何年目ですか、かなりなる年でございます。非農地にするところもあまりないんじゃないかなと事務局としては思っております。調査表にも非農地通知書を出したところにつきましては当然記入しているわけです。黒く灰色になったところがそうでございます。今後の課題としましては課題と言いますか非農地にしたところを実際所有者の方が地目変更されているのかということが一番の問題事項になってくるのかなと思っております。今法改正で非農地通知書を各自治体が出したところをこっちの権限で農業委員会の権限で地目変更をできるように今なっているわけですが、それができれば完全に非農地の地目変更はできると思うんですけど、ただ今までの分はちょっとまだ難しいんじゃないかなと。確認するにしても税務課の土地台帳を一個一個みていかないと事務局としても確認はできないということです。それが現状です。なのでこの地目変更をすることにあたりまず皆さん聞かれた時にまず料金はかかりません。手続き等も非農地通知を出した時に全部申請書から全部入れております。ただ一回一回法務局の方に行ってもらわないといけないのでちょっと面倒くさがるって行っていない方がかなりいらっしゃると思うんですね。なので今後聞かれた場合は地目変更は無料でできるし、一週間ぐらいで手続きすれば法務局の方から各個人に所有者に来るようになっております。事務局の方には来ません。その辺を所有者の方に伝えていただければなと思っております。写真はいらないです。添付書類も全部こういうのがありますよというのは付けておりますので、そんな大変な手続きじゃないのでよろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）今事務局から説明がありましたけどこれに関して何かご質問ご

機会ごとに去年から木場では会で皆さんに伝えてはきているんですが、ただ確認はしていません、行ったかどうかということは。そういう事でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。何かございせんか。ないようございましてらこの件について終わらせていただきたいと思ひます。それでは次に移ります。

6 その他に入りたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。議案の58ページをお願いいたします。今年度も視察研修の方を計画をいたしておりますけど、ここの58ページから61ページまで、58ページが山口県の下関、それから60ページが宮崎の高千穂です。これはあくまでも参考につけさせていただいております。それでうちの事務局の方で中山間地域で本町とだいたい似たようなところをインターネット上で検索をしましてそれで旅行会社の方に参考として作っていただいているという状況ですので、時期もはっきりしていないし、この視察先についてもまだ確定ではないということです。なので今回何月ということだけは決定させていただこうかなというふうに思っております。以上でございます。昨年は11月の1泊で、今年も1泊になるのかなということだけはお伝えしときたいなと思っております。

議長（藤永 九市君）そういう事でございます。よろしくお願ひします。続けてお願ひします。

事務局長（金子 剛君）はい、それでは②の県北地区農業委員会委員研修についてでございますが、これは毎年実施されているとおり今年度は8月27日、従いまして総会を午前中に開催いたしまして昼から佐世保の方に研修というかたちでお願いをしたいと思っております。この27日は決定ですので、当然午前中総会しますけど案件が多ければ9時半頃からなければ10時頃から開催したいなというふうに思っております。以上でございます。③も同じです。8月定例会ですので。それから④のその他でございますけども最適化推進会議で、全体会を年間計画では8月と2月というふうに定めておりまして、今年度も全体会を開催する予定でございます。開催時期につきましては去年も8月としておりましたが9月に実施をいたしております。今年度についても9月の始めくらいに予定をしたいと思ひます。内容につきましては去年最適化のアンケートを取ったと思うんですがそれをもとに今後の進め方というようなかたちで農業会議の方から今後の進め方ということで説明をお願いをしようかなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それからもう一点、会の前にも言いましたとおり池田委員が今入院されております。6月の終わりぐらいから入院されておりました7月終わりぐらいには退院じゃないかなということでお聞きはしていたんですが検査の結果次第だ

ったと思うんですけど8月ぐらいまで入院をしないといけなくなったということで報告を受けております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）只今のその他につきまして視察研修の①から④その他までそれぞれ説明をいただきました。あわせて皆さま方からございましたらまとめてでございますけど質問がございましたらお受けしたいと思いますが何かございませんか。②の県北地区農業委員会委員研修につきましてはそのように丸一日になりますけどそれを頭において全員出席くださいます事をお願いしたいと思います。

事務局長（金子 剛君）去年は九十九島観光だったんですが場所が、今年は駅前のレオプラザになっておりますので。本来であればうちのマイクロバスで行きたかったんですが、議会の方と5月ぐらいに予約を入れようとしたらもう議会の委員さんの視察研修と重なっていてまた今年も取れませんでした。なのでまた公用車3台ぐらいで行く予定にしておりますのでよろしく願いいたします。

（私語あり）

そこはホテルと交渉するようにはいたしております。下の方に国道沿いにありますので。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）そういう事です。佐世保プラザでは農業者年金の研修はいつもあそこばかりです。駅前のところですね。5市町全員となるとちょっと狭い気がしますけど。気になりますけど。一同に関してはちょっと無理のような気がしますけど。

（私語あり）

事務局長（金子 剛君）よろしいですか。視察研修の月だけちょっときょうはつきりさせていただけないかなと思って。11月か10月か9月かというような、1泊で考えております。そこだけはつきりしていただければこっちも行程組みやすいです。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）事務局としては早く月を決めた方が今後いろいろとでできますので、お願いしたいということでございます。暫時休憩いたします。皆さんからご意見いただきたいと思います。

（休 憩 午後 2時52分）

（会議再開 午後 15時03分）

議長（藤永 九市君）研修につきまして休憩中にいろいろと意見を交わしましたところ、月から行きますと11月、総会が25日ですからそれ以降ということで皆さま方といろいろと協議した結果27・28が一応予定として日程を決めておきたいなと思っております。それから研修地につきましてはここにあります2ヶ所の案がありますけどそれ以外につきましても27・28の日程に合うようなかたちのなかで事務局に一任いただければなと思っておりますけどそれで皆さんよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。それで去年の例のように何回も一転二転しないように心変わりしないようによろしく皆さま方ご協力の程申し上げます。一応そういう決め方を今日はしておきたいと思っておりますので、ありがとうございました。他に皆さま方ありませんか。

10番（山下 夕見子君）10番。町内会長さんからちょっと話を聞いて、鹿が稲を食べるそうなんです。それで皆さんご存知かなと思ひまして一応言っておいた方がいいんじゃないかという事でお知らせします。よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。1頭だけ志方か大茂でとれたそうですね。大きな鹿が、聞いております。今後もその被害がありそうな感じで。

19番（大瀬 敏幸君）クリーンセンターで仕事をしているんですけど、今年になって鹿は4頭持ち込まれました。だからだんだん増えて来るのではないのでしょうか。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。今、鹿の話が出ておりますけれどクリーンセンターに4頭も持ち込まれたという事で今後被害が出て来そうな感じがします。今後の一つの課題になって来るかもしれませんので産経と連携を取りながらこの件は把握していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。本日の総会でその他まで終わりましたが他にございませぬか。ないようでしたら一応終わりたいなと思っております。それでよろしいでしょうか。それではありがとうございました。本日皆さま方から貴重なご意見ご質問いただきました。おかげさまで本日の第4回の通常総会を終えることができましたので厚くお礼申し上げます。今後とも皆さん猛暑日が続くようございませぬので体に気を付けながら仕事にそれから農業委員活動にもご尽力いただきます事をお願いしながら終わらせていただきたいと思います。それでは本日の総会をこれで終わります。ありがとうございました。

事務局長（金子 剛君）ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 3時13分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員 濱 野 努

会議録署名委員 吉 永 勝 彦